

# TradeWatch

第14-3号

2015年9月

## EY Global Trade

Quarterly update

**EY**

Building a better  
working world

## 目次

### グローバル

- ▶ WTO情報技術協定が最終的に拡大され、201の追加製品の関税を撤廃へ...1
- ▶ 欧州連合とベトナムが自由貿易投資協定について合意 .....3

### 米州

#### 米国

- ▶ 米国の一般特惠関税制度の再承認：  
範囲、適用、及び変更並びに還付手続に関して輸入者が知っておくべき詳細.....5

### アジア太平洋

#### 中国

- ▶ 中国税関が初の行政分類ルーリングを発行.....7

### 欧州、中東及びアフリカ

#### 欧州連合

- ▶ 欧州連合関税法典：委任及び実施法令の直近の草案に関する最新情報.....9

Tradewatch 2015年9月号の全文（英語のみ）は、下記のサイトからご覧ください。  
[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-Tradewatch-September-2015/\\$FILE/  
EY-Tradewatch-September-2015.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-Tradewatch-September-2015/$FILE/EY-Tradewatch-September-2015.pdf)

※ 本TradeWatchは、EY CITグループにより発行された"TradeWatch September 2015 Volume 14, Issue 3"の一部を、平素より業務上お世話になっております皆様向けに邦訳した仮訳であり、原本はあくまで英語版となります。ご不明な点がある場合には、英語版を参照頂きますようお願いいたします。

## WTO情報技術協定の拡大交渉が合意され、 201項目の追加製品の関税を撤廃へ

世界貿易機関（WTO）はWTOにおける18年ぶりの関税撤廃の取決めとなる情報技術協定（ITA）の拡大交渉を最終的に完了しました。1996年12月に締結されたITAは、対象となる情報技術製品の関税の撤廃について定めていますが、情報技術製品の大きな変化及び業界のグローバルな拡大にも関わらず、対象製品のリストは1997年以降更新されていませんでした。

2012年6月より、54カ国のWTO加盟国は17ラウンドにおよぶITA対象製品拡大のための交渉に参加しました。2015年7月24日、米国を含むほぼすべての参加国が、201項目の追加的な情報技術製品の関税を引き下げ、最終的に撤廃することに合意し、WTOは最近、ITAに係る「宣言」を発表しました。これには、新規に追加された対象製品を列挙した2つの添付書類を含む拡大協定の概要及び導入計画におけるアクションとその導入予定日が記載されており、2015年12月までの導入が見込まれます。

### 協定の恩恵

追加された201項目の対象製品の国際貿易額は年間1.3兆米ドルを超える規模であり、現在の国際貿易合計額の約7%に相当します。すべてのWTO加盟国は当該宣言を受諾することができますが、受諾しない場合でも、最恵国（MFN）待遇により関税の引下げ及び最終的な撤廃を享受することができるため、グローバル取引における効率性及び競争力の向上が期待されます。

### 対象製品

宣言には2つの添付書類が含まれています。添付書類Aは、宣言の対象となる2007年HSコードの「号」又はその一部を列挙しています。添付書類Bは、2007年HSコードのどこに分類されているかに関わらず、宣言の対象となる具体的な製品名を列挙しています。

追加された製品には特定のタッチスクリーン、次世代半導体、GPS式ナビゲーションシステム、プリント回路の製造に用いられるツール、通信衛星、医療機器などが含まれます。当該協定のすべての加盟国はこれら追加製品の関税を撤廃することになります。

### 導入計画

加盟国は、自国における対象製品の詳細な関税撤廃スケジュール草案を2015年10月30日までに提出しなければなりません。新規対象製品の国際貿易高の約90%を網羅する関税撤廃スケジュール案が各国合意の上、承認され次第、各国は段階的に関税撤廃を開始します。承認手続きは2015年12月に行われる予定です。

輸入関税は4回の均等な関税率引下げが実施され、2019年7月1日までに全面的に撤廃されます。この4回の期日は、2016年7月1日、2017年7月1日、2018年7月1日及び2019年7月1日です。その他の税及びチャージの撤廃は、2016年7月1日までに完了しなければなりません。





## 欧州連合とベトナムが 自由貿易投資協定について合意

3年間の交渉を経て、欧州連合（EU）とベトナムは包括的貿易投資協定を締結することで原則合意しました。これは、最終的に包括的なEU・ASEAN FTAの締結を目標としているEUが、シンガポールに続き東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国と締結する2つ目の自由貿易協定（FTA）です。

2015年8月4日付の欧州委員会メモ<sup>1</sup>から、物品貿易に関するEU・ベトナムFTAのいくつかの主要な要素を以下に列挙します。

### 輸入関税

EUとベトナムがゼロ関税の関税割当制度（TRQ）に基づき部分的な自由化について合意した少数の関税分類品目を除き、ほぼすべての関税が撤廃されます。

- ▶ ベトナムは、FTA発効時にEUからベトナムへ輸入される物品の65%について輸入関税を即時撤廃し、残りの関税を10年間にわたり段階的に撤廃します。例えば、EUから輸入されるほぼすべての機械及び電気器具、全医薬品の約半数並びにすべての織物は、FTAの発効と同時に関税が無税となります。

- ▶ EUは、ベトナムからの輸入品に対するすべての関税を7年間にわたり撤廃しますが、布地、衣料品、履物などの特定の製品についてはより長い試行期間及び厳しい原産地ルールを適用します。また、米、スイートコーン、ニンニク、キノコ、砂糖及び高糖度製品、マニオカでんぷん、マグロのすり身及び缶詰などの特定の農水産物は自由化されませんが、TRQを活用したEU市場へのアクセスが認められます。
- ▶ ベトナムは、EUとの貿易に関し、輸出関税の大部分を撤廃すること（及び残存する輸出関税を引き上げないこと）に合意しました。

### 貿易の非関税障壁

EUとベトナムは、認証規格の起草、適合性評価手続及び税関手続や動植物製品等の取引について国際基準を適用し、WTOの「貿易の技術的障害に関する協定（TBT）」に合致させることに合意しました。

ベトナムは、農作物以外の製品について、“Made in EU” の原産地表示を認める予定です。また、特に医薬品などの国レベルで規制されている製品についてもEU加盟国名を表示することを認める予定です。



さらに、ベトナムとEUは、例えばEUのシャンパン、リオハワイン及びスコッチウイスキー、ベトナムのモクチャウ茶又はバンメートコーヒーなど、お互いの地理的表示を保護することに合意しました。

### 政府調達

EUの企業は、公立病院、道路、港湾、鉄道等のベトナムにおける様々な公共プロジェクトへの入札ができるようになります。

### 紛争の解決

当該FTAは、正式な協議、必要に応じたパネルの設置、又はこれに代わる調停の仕組みを定めています。

欧州委員会は、協定条文は技術的な議論を行った後に完成するとしています。しかし多くの識者は、このプロセスが数カ月以内に完了する可能性があり、少なくとも2015年末までに完了する可能性が高いと予想しています。

この協定は、広範囲かつ完全に対等な関税の撤廃計画が合意されており、今までにEUが発展途上国と締結した協定の中では類を見ない協定です。各企業は、このFTAがもたらす潜在的な恩恵、及びそれらの恩恵を活用することのできるFTAプランニングの様々な機会を十分に検討する必要があります。

<sup>1</sup> 欧州委員会メモ「EU and Vietnam reach agreement on free trade deal」（2015年8月4日、[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/august/tradoc\\_153674.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/august/tradoc_153674.pdf)において閲覧可能）。

## 米国 米国の一般特恵関税制度の再承認： 範囲、適用、及び変更並びに還付手続に関して 輸入者が知っておくべき詳細について

### 一般特恵関税制度が 2015年6月29日に 再承認

多くの輸入者が長く待ち望んできた通り、2015年6月29日に、2015年貿易特恵制度延長法（「同法」）<sup>2</sup>に基づき、米国の一般特恵関税制度（GSP）が更新されました。これにより、GSPは2015年7月29日から2017年12月31日まで有効となりました。

GSPはもともと、指定された受益国から輸入される特定の「対象品目」に対する関税無税の恩典を付与することにより発展途上国の経済成長を支えることを目的として、1974年通商法<sup>3</sup>により設けられたものです。GSPによる関税節減は、輸入後の米国での製造において用いられる輸入品のコストを引き下げることから、米国の輸入者は競争力を維持するためにこれに依拠しています。

このプログラムは過去に何度も失効した経緯があり、その都度、連邦議会は当該制度を復活させ失効日に遡ってGSPを適用できるよう取り計らってきました。

GSPが最近失効した2013年7月31以降、輸入者はGSP受益国から輸入される対象製品について「通常の貿易関係」の関税を支

払うことが要求されていました。しかし、今回の延長法にも、2013年7月31日以降かつ2015年7月29日以前に輸入されたGSP対象品に対する遡及条項が含まれており、かかる物品の輸入者は、支払った関税の還付を受けるため、2015年12月28日まで還付請求を提出することができます。

### GSPプログラムの変更及び 将来の輸入申告に対する 恩恵を請求する方法

更新されたGSPは従来のGSPプログラムと実質的に類似していますが、以下のような重要な違いがあります。

1. 同法は大統領に特定の製品をGSP対象とする権限を認めており、これにはすべてのGSP受益国から輸入する特定の旅行かばん及び旅行用品、並びに後発開発途上国から輸入する特定の綿製品が含まれます。これらの品目の輸入者は、自身の輸入品が関税の還付を受けられるようになった場合に備えて、対象製品のリストの更新に注意すべきです。
2. 右記の国が受益国としての資格を喪失しています。

- a. バングラデシュは、労働者の権利に関する法定適格要件を満たしていなかったため、2013年9月にGSPステータスを喪失しました。
- b. ロシアは、同国に課された経済制裁により、2014年10月3日にGSPステータスを喪失しました。

2015年7月29日以降に米国の商流に投入されるGSP対象物品は、プログラムの期間中、無税で輸入することができます。

### GSPの遡及適用：輸入者は過去の 輸入に係る恩恵をどのように 請求することができるか？

米国税関・国境取締局（CBP）は、輸入者による遡及的なGSP請求の助けとなる指針を公表しています。請求は、2015年12月28日までに受領されなければなりません。還付金は、清算又は再清算後の90日前までに無利子で支払われる見込みです。遡及条項は、経過期間中のいずれかの時点で資格を喪失した国（バングラデシュ及びロシア）原産の物品には適用されません。

プログラムが失効する前に、CBPは、自動商業環境（ACE）の自動ブローカーインタ

ーフェース（ABI）を通じて輸入申告を行ったGSP対象物品の輸入者に対し、2013年7月12日付のカーゴ・システム・メッセージング・サービス（CSMS）により通知<sup>4</sup>を発行し、プログラムの失効後は通常の関税率を支払うと同時に引き続きGSP対象輸入に対して該当する特別プログラムインジケータ（SPI）のA、A+、又はA\*のフラグを立てるよう通知しました。

プログラムが復活した現在、CBPは、ABIを通じて提出されるA、A+、又はA\*のSPIが付された輸入申告については、自動的に還付処理します。これらの輸入者に、還付を受けるための追加的アクションは要求されません。CBPは、SPIが付されていない未清算のACEの申告サマリーに係る遡及的な請求は、サマリー後修正（PSC）を通じて行わなければならないと述べています。ここでは270日のPSC提出要件と2015年12月28日の期限の両方が満たされなければならないと述べています。

ACEのABIシステム外で輸入申告をし、関税を支払った輸入者が還付を受けるためには、2015年12月28日までに請求を提出しなければなりません。かかる請求についてのCBPの要件は、輸入申告がどのように提出されたか、清算済みか未清算か、及びSPIの有

無によって異なります。これらの請求（SPIを用いなかったABIの申告を含む）は、清算又は再清算を申請し、かつ米国CBPが当該申告を見つけられるよう（又は当該申告が見つからない場合にこれを再構成するため）十分な情報を提供し、申請されなければなりません。そのためCBPは、書面による還付申請には少なくとも申告番号、欄番号及び還付申請額を含めるよう輸入者に通知しています。輸入者は、これらの請求についてより長い処理時間を見込んでおく必要があります。

### 輸入者は恩恵を 請求するため 迅速に行動すべきである

輸入者は、優遇措置を受けられるよう、2015年7月29日以降輸入されるGSP対象物品に適切なSPIを用いているかを確認する必要があります。さらに輸入者は、過去の輸入申告が還付対象に該当するかどうかを判断し、自動処理が適用されない場合には、2015年12月28日の期限前に還付請求を申請する必要があります。

<sup>2</sup> 公法第114-27号、129 Stat 362。  
<sup>3</sup> 19 U.S.C. 2465 (2014年)。

<sup>4</sup> カーゴ・システム・メッセージング・サービス（CSMS）# 13-000348 (2013年7月12日)。

## 中国 中国税関が 初の行政分類ルーリングを発行



中国の税関当局は、全国的な分類の決定を標準化する政府政策に沿って、初の拘束力のある行政分類ルーリング<sup>5</sup>を発行しました。

その背景として、中国税関総署（GAC）は、税関のルーリング（注：いわゆる「税関事前教示」）に関連する規定を定めるため、2001年に「税関の行政ルーリングの管理に関する暫定措置法」<sup>6</sup>を公表し、輸入及び輸出商品の関税の分類をさらに標準化するため、2007年に「輸入及び輸出物品の商品分類管理に関わる中華人民共和国税関規定」<sup>7</sup>を公表しました。

様々な理由により、GACがいかなる正式な分類のルーリングも発行しなかった過去10年の間、特定の政府プログラムにより、第三者のサービスプロバイダーによる事前分類の決定が認められていましたが、かかる決定はGACに対する拘束力を持たないため、その効果は限られていました。企業は、実務的な諸問題の効果的な解決策を必要とし、確実性の向上及び紛争事案の減少を要求していました。

結果としてGACは、上海自由貿易区（FTZ）の発展を支援するためのルーリングを発行すると発表しました。最近発行された初の全国的な効力を有する分類のルーリングは、企業が関税の分類の諸問題に対処するための効果的な解決策を提供する税関の分類判断システムの正式な導入における一つの節目となります。

具体的には、分類ルーリングは以下の特性があります。

- ▶ 輸入／輸出企業とGACの両方に対して等しく拘束力を持つ
- ▶ 輸入／輸出企業が物品を事前に分類することを可能にし、輸入／輸出通関プロセスにおける分類に関する紛争を回避する一助となる
- ▶ 原価計算を容易にすると同時に、規制要件を明確化し、貿易の予測可能性を高める
- ▶ リードタイムを短縮し、通関効率を向上させる

GACの分類ルーリングを受けるための手続は次の通りです。輸入者は通常、輸入を行う3カ月前に申請を提出する必要があります。申請には、輸入者に関する基本的な情報及び該当する物品に関する情報（例：製品仕様、写真、見本、分析報告書等）が含まれていなければなりません。担当官がルーリングの申請の承認に同意するかどうかを決定するには1-2週間かかる可能性があります。申請が承認された場合、GACは決定を下し、60日以内に輸入者に対してルーリングを発行します。

現時点では、上海FTZ内で登録されている企業及び中国の輸出入関税率表の特定の「部」の下における特定の商品に対してのみ分類ルーリングシステムを利用できます。しかしながら、GACは近い将来に同システムの対象範囲をすべての輸出入物品に拡大し、全国的に展開すると予想されています。

もともと関税分類は中国の税関紛争となり得る高リスク分野の一つです。分類ルーリングシステムの導入により、中国で事業を営む企業にとっては関税分類の不確実性の軽減が期待されます。

<sup>5</sup> 税関総署（GAC）アナウンスメント2015年第28号「Announcement on the publication of the administrative rulings of commodity classification」（2015年6月3日）。

<sup>6</sup> GAC令第92号（2001年）。

<sup>7</sup> GAC令第158号（2007年）。

## 欧州連合 欧州連合関税法典： 委任及び実施法令の直近の 草案に関する最新情報



TradeWatch 2015年6月号で、連合関税法典<sup>8</sup>(UCC)の下における委任及び実施法令の最新の状況についてお知らせしました。当該時点では、各EU加盟国は2015年3月に公表された欧州委員会の草案の様々な規定について議論している段階にあり、欧州委員会が委任及び実施法令を承認する時期は未定でした。

2015年7月1日に、欧州委員会は最新の草案を公表しました。欧州委員会の法務局及び法務校正担当部門は、初期草案及び条文の全体的な質を改善し、法的要件の遵守を確実にするため、両草案を編集しました。結果として、複数箇所での文言が改変されたものの、実体的な変更はそれほどありません。欧州委員会は委任法令を2015年7月28日に承認しており、また実施法令については関税法典委員会の投票を待っている状況です。いくつかの注目すべき項目について、以下に簡単に解説します。

### 背景

欧州議会及び欧州理事会は、2013年10月に採択したUCCの大半の規定を2016年5月1日に発効し、現行の共同体関税法典は廃止する予定です。その間、欧州委員会は、EU加盟国がUCCを適時に実施できるよう、十分な余裕を持って関税評価など重要な諸問題を取り扱う委任及び実施法令を発効するよう尽力しています。

### 第II編第3章：関税評価規定

第II編第3章（関税の目的における物品の評価額）は、大部分が当初の草案から変更されていません。TradeWatch 2015年3月号にて解説した通り、既存の「輸出に係るファーストセール」のルールは大幅に限定されます。また、ロイヤルティ及びライセンスフィーは現行のルール以上に関税評価額に含まれる可能性が高くなり、特別適用除外により、一定の条件下で現在課税対象外の商標ロイヤルティが、課税対象となる可能性があります。結果として、多くの商標ロイヤルティがUCCの下における関税評価額に新たに含められるものと考えられます。

8 連合関税法典（改正後）を定めた欧州議会及び欧州理事会の規則（EU）第952/2013号（OJ L 369, 10.10.2013, p. 1, 2013年10月9日, <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R0952&rid=1>）において閲覧可能。



### 第IX編：最終規定

両草案の第IX編（最終規定）の条文は、法的要件に沿って修正されました。第IX編は、税関当局から2016年5月1日の時点においても有効な承認及び決定を受けた企業に影響を及ぼすことが予測されます。例えば、拘束的関税分類情報（BTI）の決定は、それぞれのBTIに定められた期間にわたり有効であり続けますが、現在はずべての加盟国の税関当局に対してのみ拘束力を持っている有効なBTI判決は、2016年5月1日より、税関当局とBTI保有者の両者に拘束力を持つようになります。

さらに、共同体関税法典又はその実施規定に基づいて与えられた承認に、2016年5月1日の時点で有効期間が明示されていない場合には、見直しが必要とされるでしょう。また、実施法令の第IX編には複数の移行規定が含まれています。ファーストセールは、新規採択前に契約が締結されていたことを条件として、2017年12月31日まで認めら

れます。同様に、2016年5月1日より前にタイプDの税関倉庫に搬入された物品には移行期間が適用されます。2019年1月1日まで、これらの物品は共同体関税法典に従って搬出することができます。

### 最終コメント

欧州委員会は、UCCの委任法令並びにその付属書類（第1部、第2部及び第3部）<sup>9</sup>を2015年7月28日に承認しました。これは、現在、欧州議会及び欧州理事会に送られており、両者が異議を唱えなかった場合、UCCの委任法令は発効します。一方、実施法令は、欧州委員会によって承認される前に、まず加盟国の代表者で構成される関税法典委員会が投票を行います。しかし、主要な諸規定はまだ解釈の余地を残しているため、これが実施される時期は未定であり、市場には多くの不確実性が存在しています。

今後のTradeWatchにてUCCのさらなる最新情報にご注目ください。

9 連合関税法典の規定の一部を定めた詳細なルールに関する欧州議会及び欧州理事会の規則（EU）第952/2013号を補完する欧州委員会委任規則（EU）.../...（2015年7月28日, [http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/customs/customs\\_code/union\\_customs\\_code/index\\_en.html](http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_code/union_customs_code/index_en.html)）にリンクあり。

## EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

## 関税・国際貿易サービス

EYの間接税チームによる関税・国際貿易サービスについて  
EYの間接税チームは、関税・国際貿易について、グローバルな視点でサービスを提供し、同分野の専門家集団が、企業によるコスト管理の戦略構築、サプライチェーンの迅速化、及び国際貿易のリスク低減を支援いたします。また、通商コンプライアンスの増進、輸出入オペレーションの改善、関税・物品税の低減、及びサプライチェーン・セキュリティの強化においてもサポートが可能です。EYでは、企業とそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、今日のグローバルな環境下で企業が直面する課題への取り組みを支援いたします。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20151019

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ED None

EY税理士法人

インダイレクト タックス パートナー

大平 洋一

+81 3 3506 2678

[yoichi.ohira@jp.ey.com](mailto:yoichi.ohira@jp.ey.com)

---